

文献

浜本幸生監修 196 『浜本幸生の漁業権教室』『海の「守り人」論——徹底検証・漁業権と地先権』まな出版企画

橋川正 1922 『野洲郡史 下』滋賀県野洲郡教育会

近畿農政局大津統計・情報センター 2004 『しが農林水産統計 二〇〇三年（第一次）漁業センサス結果概要』近畿農政局大津統計・情報センター

熊本一規 2000 『公共事業はどこが間違っているのか？——早わかり「入会権・漁業権・水利権」コモンズ行動学入門』まな出版企画 れんが書房新社発売

牧野厚史・大塚泰介・矢野晋吾 2003 『水田漁撈は消滅したか——水辺の遊びにみるホリとギロ（ン）のムラの過去と現在』滋賀県立琵琶湖博物館編『鯉——魚と文化の多様性』サンライズ出版

牧野厚史（司会）北村孝・北村勇・泉峰一・藤岡康弘・大槻恵美・前畑善政 2003 『総合討論 鯉から見た田んぼのゆくえ』滋賀県立琵琶湖博物館編『鯉——魚と文化の多様性』サンライズ出版

宮本真二編 2001 『琵琶湖博物館五周年企画展・第九回企画展展示解説書 鯉——魚がむすぶ琵琶湖と田んぼ』琵琶湖博物館

守山市史編纂委員会 1974 『守山市史 中巻』守山市

滋賀県 1890 『滋賀県漁業沿革誌 下巻』滋賀県

滋賀県ホームページ・琵琶湖のレジャー利用の適正化ポータルサイト <http://www.pref.shiga.jp/public/tekisei-riyo/>

滋賀県教育委員会 1981 『内湖と河川の漁法——琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査報告書Ⅲ』滋賀県教育委員会

■歴史性■

2 「歴史」をつくる人びと

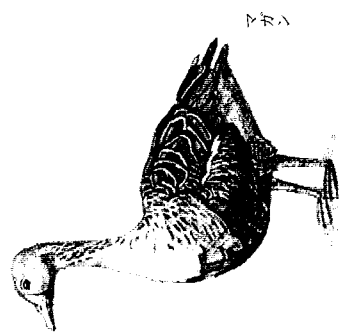
異質性社会における正当性の構築

菅 豊

はじめに

公共財やコモンズなどにおいて、さまざまに異なった意見、目的、思惑をもった多くの人びとが、同一の対象にアクセスする状況は、合意形成という観点からいえば、いささか厄介な状況である。それは、「多様なアクター」などと暢気に構えられるようなものではない。むしろ「異質なアクター」というふうに、合意形成において一筋縄ではいかぬ困難さを、少しなりとも認識すべきである。

多くの人びとのアクセスする対象が、自然資源だったとする。自然資源の利用をめぐる、異質なアクターは、それへアクセスする際の主導権、優先権、発言権を得るために、競い合う。また、それのみならず、他者の自然資源へのアクセスを制限し、



否定しようとするにすぎない。たとえば、原理的に自然の優越性を認め、それを保護する立場に立っている人間にとつては、自然資源を消費する人びとの行為は、自己の価値や行為とトレード・オフの関係にあり、自己の立場の否定につながる。逆に、生活を維持するために自然資源を使うことに重きをおき、その利用のためにしか保全——これは保護とは違う——の意義を見出さない立場があつたとするならば、その利用に掣肘を加える原理的自然保護の意見は、彼らの生活を脅かすものであり、その意見を到底承伏しかねるであらう。

このような異質のアクターが、資源管理や利用をめぐつて共に関わることを余儀なくさせられたとき、往々にして緊張や軋轢、葛藤、相克というネガティブな状況が生まれる。そのような「落ち着かない」状況を緩和するための制度や合意をつくつたり、その制度や合意を維持したり、変えたりしようというときに、異質なアクターたちが直面するのが、本章で問題とする正当性^{legitimacy} (1)である。

正当性とは、「規則や価値観、信念、そして、基準など社会構造化されたシステムのなかで、ある主体(統一体)の行為を、価値があるとが、適切であるとが、あるいは妥当であるとする、一般化された認識や理解である」(Suchman 1995: 574)。つまり、正当性とは、ある一個の人間や集団が特定の事物に対して行う行為が、合理的で説得力をもつ根拠をもとに、他者や社会から認められる状態にあることといえる。

自然資源をめぐる異質なアクターに引きつけていえば、それぞれのアクターは、お

(1) legitimacy は、日本語で正当性や正統性と訳されるが、その意味内容は、日本語の訳語より広い。本論において legitimacy は、意義の日本語の正当性と正統性とを区別するために、その意味内容に注目してあえて正当性(レジティマシー)と表記する。

また、日本語の正統性と正当性にしても、その区別を明確にするのは、それほど容易ではない。宗教人類学者の鈴木正崇は、祭祀伝承の正統性を検討するなかで、このふたつの言葉を以下のように区別している。

「前者(正統性)と正当性(引用者注)をあえて区別するならば、前者が通時性 diachronic に焦点を置き、血縁、法脈、儀礼、宝物、靈威、権威、伝承など同一のものを受け継ぐという概念であるのに対して、後者は共時性 synchronic に焦点を置

互い自然資源にアクセスすることの自己の正当性を主張することによつて、主導権、優先権、発言権を獲得しようとする。しかし、それは、正当性をもつと勝手に確信したり、思い込んだり、繕つたりしただけでは不十分で、社会や周りの多くの他者によつて認められることが肝要である。権益が保護されるかどうかの鍵を握る正当性を他者に認めさせることこそが、異質なアクターが、同一対象に関わる際の最大関心事といつても過言ではなからう。

この正当性を構築する手段のひとつに、「歴史」がある。

事物にまとりつく「歴史」——伝統を伝統たらしめる要件——は、ときに正当性^{legitimacy}を人びとに認識させる上で非常に効果的に作用する。「歴史」の機能に注目すると、「歴史」とは「事実として現前に存在するものではなく、人びとに共通する解釈としていかようにも創り上げることができるもの」と考えることができる。この「歴史」を根拠にすることによつて形成、あるいは獲得される正当性を、「歴史」的正当性と呼ぼう。

この「歴史」的正当性を、忠実に受け継いでいると認知される——あるいは認知させる——地位や立場、系統が「正統」である。したがって、正統性とは「正統」であることの要件であり、通時的(diachronic)な概念である。

人間は、さまざまな手段で正当性を構築する。ときには、地位や階級などが正当性を構築の根拠にされたりする。あるときには契約や法律、また、あるときには土地に染

き、正と邪、真と偽、合理と非合理、正当と異端、包摂と排除など差異に基づいて事象を分類し二者択一を要請する概念である(鈴木 2004: 186)。

この分類は、あまりにも明確に区別を隔て過ぎてしまった嫌いがあるが、それはあくまで操作的であり、両者が微妙に重なり合うことは鈴木自身が認めている。この点を充分認識した上で、この操作を用いるならば、正統性と正当性の意味内容の違いを、ある程度まで際立たせることができる。つまり、正統性は、通時的な概念であり、本論の主旨に照らすならば、「歴史」と不可分の概念といえる。

一方、正当性は、むしろ通時、共時を問わず、多様な差異のなかから、何者かを選択するという行為に、その概念の根本がある。したがって、本論において、

みこんだ慣習を根拠にして、正当性は構築される。さらに、あるときには倫理や思想、共通に抱きうる感情（共感や同情）といったものも、正当性を生み出すことがある。そういった多様な正当性が長い時間累積し、多くの人びとに一種権威的な力を感じさせるほどまでに歴史性を帯びた性状が正統性である。

本章では、社会の異質性（heterogeneity）理解が必要な環境利用の場で、「歴史」がいかんにかに正当性獲得に利用されたのか、つまり、いかに正統性が構築されてきたのか、という問題について考えてみたい。

1 伝説の誕生

コモンズとしての片野鴨池―自然保護と自然利用が共存する場

石川県加賀市片野鴨池。この池は、多くの野鳥や植物に恵まれる自然豊かな場所である。また、多くの人びとに利用され、管理されるコモンズである（図1）。

片野鴨池は、片野（五六世帯、二〇一人、二〇〇三年度）という集落の共有地であり、片野の人びとは、そこに湛えられている水を農業用水として利用している。また、かつては池周辺の低湿地を水田として利用していた。その水田は、飛来する水鳥の糞尿のおかげで肥沃であり、収量も多かったというが、あまりにも低湿で農作業の手間がかかりすぎるため、現在では休耕田となっている。鴨池に最も身近な片野の人

正統性は元来、正当性に含まれるものとして扱う。なお、鈴木は正統性に対し orthodoxy、正当性に対し legitimacy の訳語を当てはめるが、orthodoxy の場合、宗教や政治などの「正統」に限定して用いられる語のため、本論においては、正当性／正統性を含みうる概念として正当性（legitimacy レジティマシー）の語を用いている。正統＝正当＝正義という日本語は、orthodoxy-legitimacy-justice という英語の意味の關係に類似するが、必ずしも一対一に対応していない。

なお、正当性（レジティマシー）が歴史の推移のなかで可塑性（plasticity）をもつことについては、拙稿（菅2005, 2006）を参照いただきたい。

びとにとって、現在の鴨池の重要性は、農業用水を確保する機能に収斂しているといっても過言ではない（写真1）。

この池は、小さいながらも贅沢なほどの自然保護にまつわる肩書をもっている。

図1 片野鴨池（石川県加賀市片野町、国土地理院二万五千分一地形図より作成）

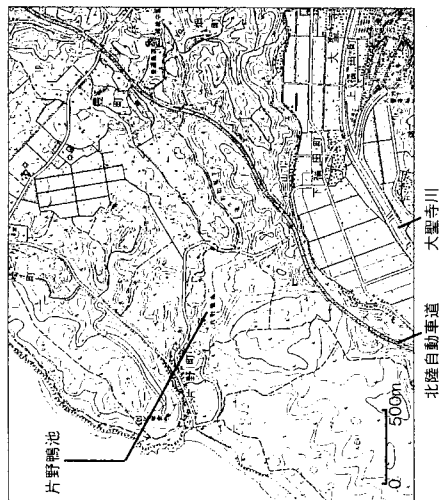


写真1 片野鴨池（二〇〇四年八月二四日）

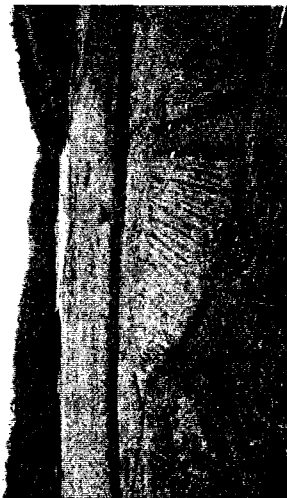


写真2 片野鴨池に飛来したガン・カネ類（二〇〇四年十二月三日）



一九六八（昭和四三）年に越前加賀海岸国定公園、翌年には県指定天然記念物に指定され、また、一九八四（昭和五九）年には日本野鳥の会サンクチュアリに認定されている。さらに、一九九三（平成五）年には、越前加賀海岸国定公園第一種特別地域として格上げ再指定されるとともに、国設片野鴨池鳥獣保護区特別保護地区にも指定された。そして、同年に、さらに大きなタイトルを鴨池は手にすることになる。それは、ラムサール条約登録湿地への登録である。鴨池は、この年琵琶湖などとともに日本五番目のラムサール条約登録湿地の仲間入りを果たした。そこは、まさに自然保護のメッカといえる場所である。

この自然に恵まれた池のほわりには、鴨池観察館という市営の自然観察館があり、委託された日本野鳥の会がそれを運営している。ガン・カモ類が飛来する冬季の休日ともなると、野鳥を観察する愛鳥家や、その姿を写真に収めるアマチュア・カメラマンたちで、この観察館は大いに賑わう。また、そこは、今では観光のスポットであると同時に、環境教育の実践の場としても使われている。

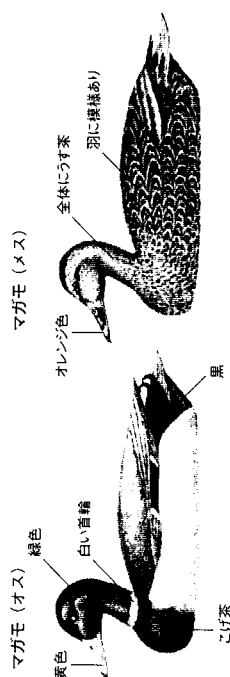
さらに、この池には、坂網猟と呼ばれる自然を直接利用する伝統狩猟が長年継承されてきた。坂網猟は、全長三・五メートル程のタモ状の網を、池周辺の坂場と呼ばれる傾斜地で、飛行するカモにめがけ投げ上げる狩猟法である⁽²⁾。この坂網猟を行うためには、大聖寺捕鴨猟区組合に加入しなければならない。この組合は、明治期に設立された江沼郡捕鴨組合が姿を変えつつ継承されてきたものである。片野鴨池は片野

(2) 日が暮れるとカモの仲間は採餌のために水田へと飛び立つ。池のそばの斜面を滑空するカモに網を投げつけて捕獲するのが、坂網猟である。

の共有地であるが、意外なことに、狩猟という活動に関しては、片野という集落は権限をまったくもたず、大聖寺捕鴨猟区組合の管理下におかれる。のちほど詳しく述べるが、そこには、片野の住民という池の所有者に対し、非所有者のカモ猟師たちが、冬場、カモを捕ることで池を独占使用し、収益を上げる権限を認めさせる正当性が存在している。

大聖寺捕鴨猟区組合には、かつて一〇〇名以上もの猟師が加入していたが、現在は、カモの飛来減少に伴う捕獲数減からその数は減少しており、三〇人を割っている。この坂網猟は、のちほど述べるように、その継承過程において特殊な歴史的事情を抱える。

現在、鴨池をめぐる多くのアクターが活動を行っている。鴨池を所有し農業に利用する人びと。そこに飛来する水鳥を古くから利用してきた人びと。そして、世界的に認められる豊かな自然の現場で、それを守る人びと。それを地域発展の資源として活用しようとする人びと……。実に、異質な意見、立場の人びとが、それぞれ自己の活動、立場のあり方について正当性を主張しているのである。この異質な人びとが、現在はとりあえず共存し対話を始めている。水鳥保護の象徴的空間で、その水鳥を直接利用する狩猟者と、自然保護を主張する人びとが親和的に対話をする場面に、一見違和感を覚えてしまうが、それは今ではそれほど不思議な光景ではない。



「三〇〇年の歴史」言説

坂網猟師のみならず、この池に関わる人びとは、「鴨池の坂網猟が『三〇〇年の歴史』をもつ」と誇らしげに語る。たとえば、ラムサール条約の普及啓発活動を行っているNGOラムサールセンター事務局長でネーチャー・ライターの中村玲子氏は、坂網の「三〇〇年の歴史」と、それが鴨池の保全に果たしてきた役割について、以下のように語っている。

「……鴨池の価値は、単にガン・カモ有数の越冬地であることだけにあるのではない。なにより重要なのは、この鴨池が江戸時代から三百年余りの長い間、大聖寺藩をはじめとする地域の人々の手によって管理され、守られてきた点にある。その背景には、池に伝わる伝統猟法『坂網』の存在が大きい」（中村1994: 二）。

このように坂網猟、そして猟師による鴨池の利用を「三〇〇年の歴史」とする言説は、何も中村氏に止まらない。「三〇〇年の歴史」言説は、自然を利用する、あるいは自然を保護するという立場の違いを越えて、ほぼ異口同音に今では語られている。そして、それにより、坂網猟を、自然への働きかけや利用を前提とした自然保護のあり方の「理想的」な姿として、高く評価しているのである。

ここで注目したいのは、この「三〇〇年の歴史」言説の歴史的根拠である。それは、近世に実在したという村田源右衛門という人物の事績を、その「歴史」の根拠と

している。具体的にいうと、古く元禄年間に大聖寺藩（今の加賀市近隣を支配）藩士村田源右衛門が釣りに行って、その帰り道、大坂というところでカモが群れをなしてきたので、もっていたタモを投げ、一羽のカモを捕り、それをきっかけにして坂網猟が築かれた、という事績である。その結果、藩主は「藩士達の鍛錬にこれは良い」ということで、坂網猟を武士だけに特権的に許した、という。これは、近世に、武士だけに坂網猟が許されていた理由として語られる事績である。

さて、この村田源右衛門とは、いったいいかなる人物であろうか。

『大聖寺藩史』（大聖寺藩史編纂会1988: 1003）によると、村田源右衛門は、元禄の頃に確かに実在したようである。『大聖寺藩史』には、彼は一六五二（承応元）年に召し出され、禄七〇石を封じられたとある。彼の兄は、村田八右衛門といって原田流槍術の師範であつたという。

村田源右衛門と「歴史」

大聖寺藩の旧記旧聞を集めた『秘要雑集』巻二（原典の年不詳）にも、村田源右衛門の事績が詳らかに書かれている。それによると、村田源右衛門は、変わった能力をもつ特異な人物であつたようである。彼は、「奇妙に心早き身のきく人」（日置1992（原典の年不詳）: 20）、つまり、異常に機敏で身体能力が高い人であつたという。その身体能力の高さは、数々の奇跡を残している。

たとえば、あるときには自分の気を消すことを身につけ、多くの狐を突き獲ったという。またあるときは、槍術の稽古を懈怠したことに端を発した槍の試合で、兄の名うての高弟たちを相手に、脇差し一本で打ち負かしたという。そして、あるときには、縁側に突如躍り出て、そこにいた雀を手づかみしたという。さらに、彼は、カモをめぐっても注目すべき事績を残している。

『秘要雑集』には、「山の鴨の越ゆる時飛上りつかまへたる事もありし由」(日置1932(原典の年不詳):21)とある。つまり、村田源右衛門は、カモが山を越えるときに、飛び上がってそれを手づかみにしたというのである。この事績は、先に述べた村田源右衛門が偶然坂網狐を発案した話と、とても似ている。しかし、この話では、直接カモを捕ったと語られるのであり、タモを投げたのではない。したがって、現在伝わるような坂網狐の起源譚として直接とらえることはできない。

このように、いささか「伝説」がかつた村田源右衛門であるが、その存在自体は歴史的事実と考えても差し支えなさそうである。しかし、一方で、この村田源右衛門が坂網狐を創始したという事績を証明する近世史料を、発見できないことを確認しておかねばならない。この事績に関する限り、それは「村田源右衛門」伝説といつてよい言説位相に存在する。村田源右衛門による坂網狐創始の事績は、歴史的事実というより、ほとんど伝説の領域に含まれるのである。

史料的には、村田源右衛門が活躍したという元禄期に、直接武士が坂網狐を行つて

いたという証拠はなく、むしろ、非・武士と思われる獵師が坂網狐を行っていた可能性すらある(3)。史料上、坂網狐に積極的に携わる武士の姿が登場するのは、遅れること一八世紀末―一九世紀初頭である。一七世紀末までは坂網狐は民衆の生業で、その後、遅れて産業としての坂網狐に武士が参画し、独占した可能性もある。それは、鍛錬の名目であるが、坂網狐を行う武士が運上金を支払うことから、経済的な目的があつたことは推測に難くない。武士がそのような経済的意味をもつカモ狐へ参入し、そして独占し、民衆を排除していったことが、歴史的には推察されるのである。

確かに、近世末には武士によるカモ狐運営は行われていたようであるが、それを「三〇〇年の歴史」とする証拠はない。では、現在の「三〇〇年の歴史」言説と、その根拠となる村田源右衛門／元禄の語りは、どのように形成されてきたのであろうか。実は、この形成過程に、「歴史」をもって正当性を構築する人びとの姿が彷彿とされるのである。

2 正統性の創出

「歴史」のつくられ方

「三〇〇年の歴史」言説に連なる武士坂網狐創出伝説の成立を知るために、一八八一(明治一四)年―一九四八(昭和二三)年の五七七年の史資料類から、坂網狐の創始

(3) 一九三〇年代に編纂された地方誌『大聖寺藩史』によると、一七世紀末、元禄期に書かれた『二蓬君日記』という文書に「同四日(一六九六年(元禄九)二月:引用者註、於御用所御小姓組被仰付之旨、組頭中被申渡、宮部新(新五兵衛:引用者註)同遣片跡に行。酒持参、漁舟に有鱈、買求て為肴。帰家の節坂網見之。獵師真鹿雌を得たり。」(大聖寺藩史編纂会1938:203)と記載されているとある。元禄期に武士が片野に行つて、獵師が坂網をやつてゐるのを見たとする記事である。この記述に従うならば、当時の坂網の担い手は、武士ではなく獵師であつた可能性が高く、武士による坂網創始の事績はいささか怪しくなってくる。

表1 坂網狐の創始者、創始年代を記述した史料

史料記載年代	文書・文献名	創始者	創始年代	史料の内容
1 1889 (明22)	加賀国江沼郡捕鴨沿革略	旧藩士某	創始ノ年月詳カナラズト雖モ凡百数十年前ナリトス	カモ狐の沿革
2 1896 (明29)	鴨池ノ池へ森刺札御持設額		今ヲ距ル百五十六十年前ノ創業	禁制札の設置による藩外者の立ち入り制限
3 1899 (明32)	国有森林下屋(弘下)願	先代前田□□	創始己来茲ニ百五十余年	官林の下屋(のち払い下げ)
4 1901 (明34)	禁猟区設置願(下書き) a		今ヲ距ル百七十有十余年前	狩猟法改正に伴う鴨池周辺に禁猟区設置
5 1901 (明34)	禁猟区設置願(下書き) b		今ヲ距ル百七十有十余年前ノ創業	狩猟法改正に伴う鴨池周辺に禁猟区設置
6 1901 (明34)	国有保佐林加賀国江沼郡犀川村大字片野字蛇越松ノ願	旧大聖寺藩士村田弥五右衛門	享保九年ノ頃、去ル百七十有十余年	国有林の払い下げ
7 不詳 (1906-12分)	石川鳴からの狐法調査への答へ	大聖寺藩士村田源右衛門	元禄元年	県の調査への回答
8 (明40)	狩猟法純正外の狐具として取り扱う請求	藩臣村田某	今ヨリ式百余年	坂網を狩猟法適用外にして税金の賦課を回避
9 不詳 (1908(明41)か)	江沼郡捕鴨業沿革(下書き)	1 村田弥五右衛門 2 田澤士某 3 前田利明 4 村田弥五右衛門 5 大聖寺藩士 6 前田利明 7 村田源右衛門	1 享保九→元禄元 2 創始ノ年月詳カナラズト →享保九年ノ頃	士族の地位を確認、議院の願への添付書類
10 1908 (明41)	江沼郡捕鴨業沿革(下書き) a	1 大聖寺藩士 2 前田利明 3 村田弥五右衛門 4 村田源右衛門	享保九→元禄元	カモ狐の沿革
11 1908 (明41)	北國新聞明治41年11月25～29日	旧大聖寺藩士村田弥五右衛門	享保九年の頃	カモ狐の沿革
12 1908 (明41)	江沼郡捕鴨業沿革(下書き) b	前田利明ノ時藩士弥五右衛門 前田源右衛門	元禄元	カモ狐の沿革
13 1910 (明43)	補助願		元禄年間	砂防垣建設補助、第二鴨溜池設置補助
14 1911 (明44)	砂防砂垣設置二付許可願		元禄年間	砂防垣建設補助
15 1911 (明44)	補助願 a		元禄年間	砂防垣建設補助、第二鴨溜池設置補助
16 1911 (明44)	補助願 b		元禄年間	砂防垣建設補助、第二鴨溜池設置補助
17 1921 (大10)	補助願		建ク元禄年間ヨリ今日ニ至ルマデノ百五十有十余年	鴨場手入(松枝除去)の補助
18 1925 (大14)	石川県江沼郡誌	前田利明の臣村田源右衛門	元禄元年	カモ狐の沿革
19 1933 (昭8)	石川県史	村田源右衛門は秘要澤集にも自ら記述した。よりが伝へられしなるといふことはある。		カモ狐の沿革
20 1933 (昭8)	石川県江沼郡見解摘要	村田源右衛門	元禄ノ昔ヨリ(元禄元年ヨリ昭和八年マデ二百四十六年)	カモ狐の沿革
21 1938 (昭13)	請願書		今ヲ去ル二百五十一一年→二百有十余年元禄元年→元禄時代	禁猟区その他狩猟禁止区域を確保
22 1948 (昭23)	加賀名跡誌	村田弥五右衛門	享保九年	カモ狐の沿革

(注) →は書き換えを示す

者、創始年代に関する記述を探ってみた。すると、非常に興味深い「歴史」の創出があったことが明らかになった。

表1は、文書類の中で、坂網狐の創始者、創始年代に関する記述があった二二点である。最も古い文書は、一八八九(明治二二)年に書かれた『加賀国江沼郡捕鴨沿革略』(史料1)で、鴨池におけるカモ狐の来歴が詳らかに描かれている。この文書によると、当時、坂網狐の創出者、創出年代は、いま語られるような内容では特定されていなかったようである。

この『加賀国江沼郡捕鴨沿革略』には、坂網狐の創始者に関して「旧藩士某」としかない。つまり、藩士ではあるが名前は詳らかではないということである。また、同様に創始年代に関しては、「創始ノ年月詳カナラズト雖モ凡百数十年前ナリトス」と概略の年代が想定されるのみで、特定の年代を指し示してはいない。要するに、明治二〇年頃までは、坂網狐を発案した人、またその年代に関して、人びとはそれほど明確なイメージをもっていなかった可能性がある。

ところが、この曖昧な坂網狐の創出の語りは、徐々に肉付けされ、よりリアリティのある語りへと変わっていく。

まず、明治二〇年代後半から三〇年代の文書では、坂網狐の創始年代が、より明確になっていく。それは「今ヲ距ル百五十六十年前ノ創業」(史料2)、「創始己来茲二百五十余年」(史料3)、「今ヲ距ル百七十有十余年前ヨリ」(史料4)、「今ヲ距ル百七十有

余年前ノ創業」(史料5)という坂網狐の継続される年月であり、その時点から算出すると、ほぼ共通した創始年代が推定できる。それは享保期である。

特に、一九〇一(明治三四)年に書かれた、『国有保安林加賀国江沼郡黒崎村大字片野字蛇越弘下願』(史料6)という文書には、坂網狐が創り出されたのは「去ル百七十有余年」のことであり、「享保九年ノ頃」というのはつきりした実年代が示されている。さらに、この文書には、創始者として「旧大聖寺藩士村田弥五右衛門」という固有の人名が登場する。この村田弥五右衛門がどのような人物であったのか、定かではない。近世の史料上には、その名を見つけ出すことはできないのである。ただ、この時期に特定の人物名と時代が設定されたことは確かで、武士による坂網狐創出の曖昧な語りは、より具体的な物語として輪郭を与えられつつあったようである。

しかし、その輪郭は、さらに数年間をかけて、より明確なものとして整えられていく。

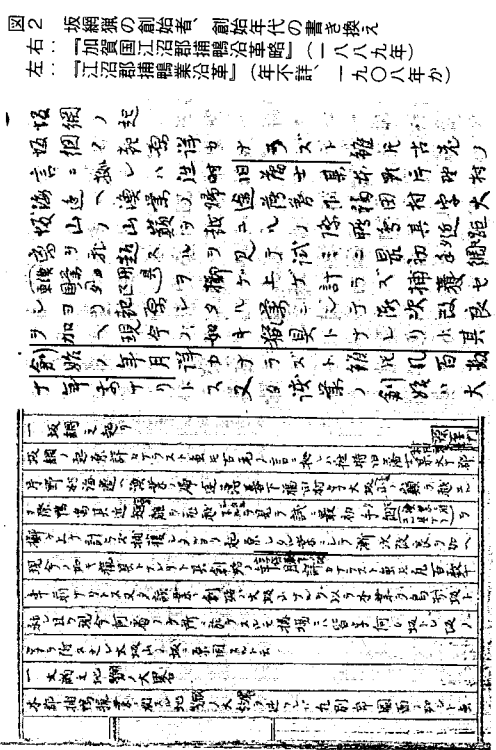
「歴史」の書き換えと書き加え

先に紹介した『加賀国江沼郡捕鴨沿革略』(史料1)と酷似する内容をもつ文書に、年不詳の『江沼郡捕鴨業沿革』(史料9)がある。これは不完全な文書で、別の文書を作成した際の下書きと考えられる。記載内容のほとんどが『加賀国江沼郡捕鴨沿革略』と同じであるが、所々に興味深い修正が施されている。そして、その修正が

反映された文書が、一九〇八(明治四一)年に書かれた『江沼郡捕鴨ノ業沿革』(史料10)である。これまた完成稿ではないが、それは『江沼郡捕鴨業沿革』の修正、その他の省略が反映されており、その関係性から『江沼郡捕鴨業沿革』も、同じく明治四〇年代に作成されたことがわかる。

明治二年に『加賀国江沼郡捕鴨沿革略』が編まれてから約二〇年後に、新しいカモ狐の来歴、沿革を記す由緒書が作られた。その作業過程で、『加賀国江沼郡捕鴨沿革略』を手本として準拠し、書き上げられたものが『江沼郡捕鴨業沿革』なのである。その制作過程の取捨選択、あるいは更新された点には、その二〇年後のふびとのカモ狐の沿革に対する考え方や思いが込められていて、とても興味深い。そこには、積極的な「歴史」の書き換えがある。

図2は『加賀国江沼郡捕鴨沿革略』と『江沼郡捕鴨業沿革』との、「坂網ノ起(り)」に関する記述部分を比較したものである。これを見ると、内容はほとんど同一である。しかし、『江沼郡捕鴨業沿革』には、二個所線を引いて何やら書き換えがなされていることに気づかされる。その二個所と



69 「歴史」をつくる人びと

は、坂網狐の創始者と創始年代に関するくだりである。

その部分を拡大したものが、図3である。これを見ればわかるように、創始者は「旧藩士某」から「村田弥□□□□」（□部は線で消去）、さらに「村田源右衛門」へと書き換えられている。さらに、創始年代でいえば、「年月詳カナラズ」という記述が、「享保九年ノ頃」と書き換えられているのである。創始者が「村田源右衛門」まで修正されているので、本来ならば、創始年代も「元禄」年間まで書き換えられなければならないところであろうが、そこは「歴史」の組み換えに不慣れであつたのだろう、修正が忘れられている。

さらに、このような文書への加工は、書き換えにとどまらない。いわゆる書き加えという行為も行われている。

図4は『江沼郡捕鴨業沿革』のあるページである。この文書は罫紙を用い、几帳面な文字の配置になっているが、三行目と四行目の間の罫線上に、明らかに書き加えとわかる不自然な行がある。これは「捕鴨業ノ創始ハ（享保九から元禄元への修正）年ノ頃ニシテ旧大聖寺藩士村田弥五右衛門大坂山ニ於テ取得セシヲ創トス」という内容で、手本とした『加賀

図3 『江沼郡捕鴨業沿革』（年不詳）の書き換え

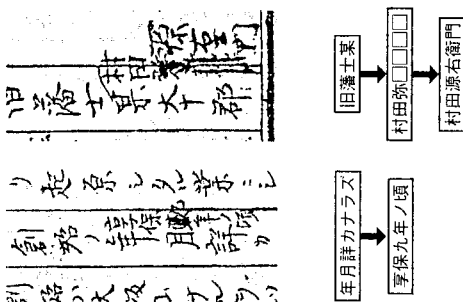
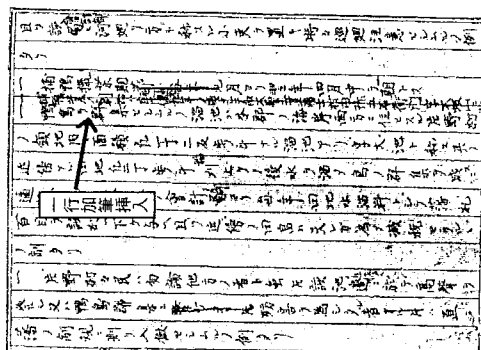


図4 『江沼郡捕鴨業沿革』（年不詳）の書き加え



国江沼郡捕鴨沿革略』にはない特定の創始者名と創始年代を加筆したものである。さらに、創始年代は単純に書き加えされたのみならず、「享保九」から「元禄元」への書き換えも行われていた。その場合、本来ならば、創始者が「村田源右衛門」にまで書き換えられるべきであるが、これもまた見逃されている。

このような文書への書き換えや書き加えから、いわゆる特定の人物と特定の時代をもつて、坂網狐の「歴史」をより確たるものにしたという修正者の意図が強く感じられる。しかし、その意気込みは相当なものであつたとしても、実際に整合性のある「歴史」を組み換えるのは困難であつたようだ。訂正のし忘れや、加筆後の再訂正など、その修正のプロセスはいたってきこちない。

「伝説」から「歴史」へ

創始者、および創始年代の修正は、他の同時代の文書類にも同様に見られる。

たとえば先に紹介した一九〇八（明治四一）年に書かれた『江沼郡捕鴨ノ業沿革』（史料10）でも、創始者の属性が単なる「大聖寺藩士」から「前田利明ノ時藩士」と、藩政期の歴史的実在人物と絡めて詳しく表現されている。また、創始者名は「村田弥五右衛門」から「村田源右衛門」に、創始年代は「享保九」から「元禄元」に書き換えられているのである。

ちょうど同年、坂網狐について記載した『北國新聞』十一月二五日の記事（史料

11) には、創始者は「村田弥五右衛門」、創始年代は「享保九」年になっている。内容の類似性から、直接の取材に加えて各種『沿革』類を下敷きにしてこの記事は書かれたようであり、どうやら明治四〇年代に頻出する坂網狐の「歴史」は、若干揺れ動いていたといえそうである。しかし、その時代に書き換えられた内容は、その後、徐々に「歴史」として浸透していく。

一九一〇(明治四三)年から一九三三(昭和八)年にかけての文書類には、創始者の名前はあまり登場しないが、創始年代に関しては、「元禄年間」あるいは「元禄元年」と特定され、「享保」とする言説は、ほとんど影を潜める。大正から昭和にかけて、創始者を「村田源右衛門」、創始年代を「元禄」とする言説は、徐々に「歴史」として固まり続けたようである。そして、その「歴史」は、現在存在する「三〇〇年の歴史」言説の根拠となっているのである。

明治の初頭までは、曖昧であった創始者や創始年代が、明治中期に徐々に特定の人物や年代に指定されていった。当初、「村田弥五右衛門」／「享保九年」に比定された理由は詳らかではないが、それが「村田源右衛門」／「元禄期」に修正されたのは、『秘要雑集』などに見られる村田源右衛門の伝説像が影響しているものと考えられる。実在する村田源右衛門に、武士坂網狐創始伝説が付会され、よりリアリティが付与され、「歴史」としてその物語は強化されていったのである。それは、明確な意図によりなされたというよりも、当時の人びとが、自己の主張、自己の要求、自己の

立場の「歴史」的正当性^{じうていせい}、つまり正統性を構築するために、自然と選択した手法であったと考えるべきであろう。この加除訂正は、用意周到に謀られた「歴史」の改竄ではなく、人びとがある状況に迫られて自然と行なった「歴史」の組み換えなのである。では、その状況とはどのような状況であったのか。また、ここで構築しなければならなかった正統性とは、いかなるものであったのであろうか。

3 正統であること

武士の正統たる士族であること

「歴史」の組み換えを行なった文書に限らず、明治期の文書類には、近世に武士が関わっていたことをことさら強調する歴史的な主張が鏤められている。

たとえば、『加賀国江沼郡捕鴨沿革略』などの沿革類には、藩政時代には、一、カモ狐は士族が発明した士族限定の活動であり、二、士族がカモ狐の税を負担し、三、士族がカモ狐を管理、運営し、四、藩がカモ狐維持の費用を負担し、五、士族が階層別でカモ狐場を使用し、六、幕府へも献上し、七、士族が森林の手入れを担い、八、士族による地元村落への補償があつて、九、藩によって決められたカモ狐の取締法が存在して、一〇、明治維新時には藩政期の慣習を継承した、という故事来歴がしつこいほどに繰り返される。村田源右衛門の事績の「歴史」化(「歴史」の組み換え)

と、この故事来歴の申し立てはバラレルであり、それがなされた理由も同一である。それは、明治維新後の社会状況の大きな変化に起因する。

明治維新後、かつて武士層が独占していた坂網狐の独占権が失われ、四民平等に開放されるようになった。そのなかで、士族となった旧武士層が、その権益を留保するために「歴史」化と故事来歴を申し立てたのである。つまり、坂網狐を創り出した武士の正統なる継承者である士族こそが、その坂網狐に参画する優位性、正当性をもっていることを主張したのである。

たとえば、『加賀国江沼郡捕鴨沿革略』は、坂網狐を当時でも「十中ノ九ハ士族」が担い、それが「士族授産」の業として家計の一助となっていることを強調する。明治に入っても「十中ノ九ハ士族」、「十中ノ八九ハ士族」、すなわちほとんどを士族がやっているという申し立ては、古くは一八八六（明治一九）年に書かれた、鴨池周囲を「鳥溜メ池」として保護する禁制札を立てるための願い書き以降、明治四〇年代の文書にまで散見できる。この時期、権利として開放された経済活動の権益を留保する必要性から、士族アイデンティティが、ことのはか強調されたのである。それは、明治期に坂網狐を中心に担った人びとのなかに、飛鳥井清⁽⁴⁾など維新時の士族授産に尽くした人びとが、多数含まれていたことから理解できる。

士族が普通の人びとと同等に扱われ、特権というものが保証されなくなったという状況が、坂網狐の「歴史」化と故事来歴申し立ての大きな理由と考えられる。従来、

(4) 明治のカモ猟を行う捕鴨組合は、士族を中心に運営されていた。維新後すぐに、坂網狐を士族の業とするのに尽力したのは飛鳥井清である。

旧大聖寺藩士の飛鳥井は、幕末の優れた官族で、維新後は中央政府の官族や第十四国立銀行の副頭取などを歴任し、大聖寺へ帰郷後、士族授産のため産業を興すことに励んだ。たとえば、当時、衰退していた当地の伝統産業である九谷焼を復興させるため、多くの陶工を集めて九谷陶器会社を設立したり、近所に産出する黒鉛を使った鉛筆生産など多方面で活躍している。

また、捕鴨組合の幹事として活躍した竹村勝太郎も武士の出である。明治三〇年代末に捕鴨組合員になった士族出身の梅田五月は、大聖寺町長、県議員、衆議院議員など政界で活躍する

武士階級という均質な人的集団において、均質な論理のもとにおいて運営可能であった坂網狐と鴨池利用が、異質な人びとを受け入れざるを得なくなった。正統性の主張は、そのような大きな変化への対応といえる。

社会の変化に対応する必要性

さらに、明治維新後の大きな社会の変化は、さまざまな権益を主張する必要性を、坂網狐を継承する人びとの間に生んだ。

明治維新後、まず第一に、士族は、鴨池周辺地域の狐場の使用権を新たに獲得する必要に迫られていた。明治期に入って、大きく所有制度が変化する。近世までは藩有林としてあった鴨池周辺の山林は官有林に併合され、その使用は制限を受けるようになったのである。そのため、官有林（国有林）の借り上げのみならず、下げ戻し、払い下げなどのさまざまな方策を模索するなかで、自らの正統性が主張されている。

第二に、士族を中心とする狩猟組織（捕鴨組合）は、鴨池周辺の狐場への他者の排除性（excludability）を獲得する必要に迫られていた。近世においては、カモを逃散させないために、藩の取締法により武士以外の立ち入りを禁じ、保護していたようであるが、維新後その制限はなくなった。本来、鴨池の近いところにいる片野の住民等は、近世において少なからず池周辺の利用制限がなされていたといわれ、維新後はそのような制限がなくなったため、当然、彼らも自らの土地である鴨池周辺への阿克セ

とともに、飛鳥井とともに九谷陶器会社を興し、さらに鉄道、汽船などさまざまな業界に進出して産産興業に励んだ。

スを主張し始める。片野住民は、樹木等の直接利用のみならず、交通権というものも制限されていたのだらう。明治の中頃には、そのような権限が片野にあることを主張し、結果、捕鴨組合から片野への金銭的補償が行われている。

また、片野の住民のみならず、今まで、まったく予想しなかったようなアクターも、この猟場に近づいてきた。それは軍隊である。

鴨池の西側には、数キロにわたる砂丘地帯が広がる。その広大さは、軍隊の発火演習の適地であり、それに目をつけた陸軍第九師団は、一九〇〇（明治三三）年一二（大正元）年の間、五回の発火演習を企てる。そのたびに捕鴨組合は地方政府も巻き込みながら、自らの正統性をもって、カモ猟の優位性を語り、演習を阻止してきたのである。

第三に、坂網猟は行政から援助を受けるに値する公益性を獲得する必要に迫られていた。鴨池周辺の山林などは砂丘地のため、砂防事業が欠かせない。その保全に関しては、近世において藩によって費用負担がなされていたという。しかし、明治以降はそのような支援はなくなっている。そのような費用援助を受けるために、正統性が使われていたのである。その他、狩猟税の軽減や、物価高騰に伴う水鳥価格の値上げ申請などにも、「歴史」の深遠さは使われてきた。

つまり、明治維新により、士族が坂網猟を行うにあたって異質なアクター、異質な制度と競合することを余儀なくされ、そして、この人間のみならず制度まで大いに異

なる異質性（heterogeneity）のなかで、士族の対抗論理として「歴史」的正当性（正統性）が浮かび上がり、主張されたのである。そして、それによって鴨池、あるいは水鳥資源の利用の優越性を獲得しようとしたのである。

おわりに——増殖する「三〇〇年の歴史」言説

その後、大正期以降、徐々に士族アイデンティティを主張する言説は希薄化していく。一方、坂網猟の歴史的な深遠さのみが強調されるようになる。それは、坂網猟に参画する士族以外の人びとの数が徐々に増加したこと、また、維新後五〇年以上も経って「武士」のリアリティーが失われ、さまざまなネゴシエーションの局面において「士族である」という正統性の価値の低下があったためと考えられる。つまり、この時点において、「坂網猟は武士がやっていた」ことに正統性を見出すフォーカスのあり方から、「坂網猟は長年続いてきた（守られてきた）」ことに正統性を見出すフォーカスへと、汲み上げる価値の大きな転換がなされたのである。そして、この転換が現在の「三〇〇年の歴史」言説へとつながっている。

現在、「三〇〇年の歴史」言説を支える正統性は、さらなる再構築をなされている。そして、「三〇〇年の歴史」言説は、さらに増え続けているのである。先に、ラムサールセンター事務局長の中村玲子氏の言葉を紹介したが、三〇〇年の昔から坂網

（5）「三〇〇年の歴史」言説は、現在、鴨池を表象する際の重要な語りとして、多くの人に受け入れられ、信じられ伝えられ、そして、使われている。

猟があることによって鴨池が守られたという語りは、今まさに現代的な意味をもって増え続けている。坂網猟は、三〇〇年の長きにわたって鴨池を守ってきたという正統性を、いままさに保持し、他の異質なアクターからその存在を認知されているのである。

このように坂網猟が認知される道りは決して平坦ではなかった。一九七〇～九〇年代初めまで、自然を守ろうとするアクターと、自然を直接利用するアクター間では軋轢、葛藤が絶えなかったという。たとえば、元猟師のあるひとは次のように述べる。

「鴨を捕るから鴨が減ったちゆうて……その当時、昭和四〇年代に野鳥の連中（日本野鳥の会・引用者注）が、『おまえら鴨捕ったで、鴨減るが』て。昔から、何十年鴨捕ったって、鴨減ったことない……」。

カモを利用する側は、かつては自分の活動を正当化するのみで他のアクターの主張を顧慮することはしなかった。また、守る側も一元的な原理的な保護の立場からの主張に終始していたのである。そのような状況のなかで、自然利用者のみならず自然保護者までが、坂網猟師が片野鴨池を三〇〇年守ってきたという「三〇〇年の歴史」言説を認める新しい論理を獲得した。そこには、日本全体、あるいは世界全体の環境保護思想の転換——原理的自然保護主義の見直し——という大きな趨勢が関わっている。

ものと考えるが、しかし、より具体的に片野鴨池を取り巻く人びとにとって、大きなきつかけとなったのが一九九三年のラムサール条約登録湿地への登録である。

その際、新しい論理を構築させる基盤となったコンセプトが、ラムサール条約で規定された「wise use」「適切な利用」（賢明な利用）であった。

一九八七年にカナダのレジャイナで開催された第三回締約国会議では、^{ワイルド・ユース}「wise use」は、「The wise use of wetlands is their sustainable utilization for the benefit of mankind in a way compatible with the maintenance of the natural properties of the ecosystem.」（低湿地の適切な利用（賢明な利用）とは、人々の利益と生態系における自然特性の維持が、ある程度両立し得る持続的利用）。と定義されている。これは、人間利益と自然維持が両立しうる持続的利用を意味し、自然の一方的な収奪ではなく、また、一方的な保護でもないという、いわゆる中庸なコンセプトである。この概念が、一九八〇年代から自然を守るアクターに浸透し始め、九〇年代のラムサール条約登録湿地への登録を契機に、揺るぎないコモン・センスとして、ここ片野鴨池では流布している。それによって、従来、軋轢、葛藤、いがみ合いという非調和的關係にあった異質多様なアクターが、相互に理解し協力する糸口を見つけたのである。

つまり、「wise use」という外来の新概念がもたらされることにより、坂網猟師の正統性が認知されたということである。その結果、「三〇〇年の歴史」は、カモを捕獲することにより「鴨池の自然を減らしてきた歴史」から、逆に、カモを捕獲すること

たとえば、鴨池の自然を守ることをミッションとする鴨池観察館のホームページには、「坂網猟法は、元幕時代から三〇〇年の伝統をもつ独自の猟法で……片野鴨池は、稲作や坂網猟など「賢明な利用」をしながら、湿地環境を守ってきた。人と自然が共生する加賀市の貴重な財産です」（<http://www.city.kaga.shikawa.jp/administ/gide/702.htm>）とある。

また、WWFジャパン一九九九年年度自然保護事業報告書にも、「鴨池では、江戸時代から三〇〇年以上に及ぶ坂網猟というカモの捕獲の伝統猟法が、大聖寺捕鴨猟区共同組合により伝承されている。全体を保護してその一部を捕獲するワイズユースの理念での猟法で、池の水位管理、草刈、人の立ち入りの監視活動などの保全活動も行っている」

（<http://www.wwf.or.jp/network/jose/1999/no9921.htm>）と、自然利用を前提とした自然保護のあり方が、異口同音に肯定的に扱われている。

このような情報は、積極的にマスメディアによって取り上げられ、さらに人口に膾炙していく。たとえば、二〇〇四年一月二十九日NHKラジオ第一放送「NHKジャーナル」番組でも「……（ラムサール10）のメンバーが、鴨池の環境を保全する上で注目しているのが、片野鴨池で三〇〇年以上続いている独特の鴨猟・坂網猟です。……結果的に、鴨猟が行なわれていたから鴨池の環境が守られてきたワイズユースの地であった」と（ラムサール10）のメンバーは誇えています」と「三〇〇年の歴史」言説を引いている。

により「鴨池の自然を守ってきた歴史」へと、多くの人々によって認識、あるいは意味づけが大きく転換された。そして、相互にそれぞれの立場を容認、評価する認知体系と行動様式が生み出されたのである。

ただし、この正統性は、明治期に士族が躍起となつて構築したものと同一ではない。現代において再構築されたものとみなすべきである。猟師はもはやすべてが武士の末裔ではなく、また、武士の末裔であることには価値がない。明治期のように、猟師のアクターとしての正統性が意味をもつわけではないのである。今は、長期にわたつて環境を維持した坂網猟のアクティビティとしての正統性が重要なのである。つまり、「歴史」的正当性が、持続可能性という現代社会においてグローバル・ポリテイクスのなかで汎用化した価値——“wise use”^{ワイズユース}も、そのなかのひとつである——と結合、融合することによって、その意味作用を変え、新しい正統性を生み出したのである。そのように考えると、正統性は、企図するかせざるかを抜きにして、つねに組み換えられていくものとして考えるべきであらう。

(二〇〇四年一〇月一二日脱稿)

文献

大聖寺藩史編纂会 1988 『大聖寺藩史』 出版者不明

日置謙校訂・校閲 1932 (原典の年不詳) 『秘要雑集』 石川県図書館協会

日置謙 1933 『石川県史』 5 石川県

中村玲子 1994 「鴨池とワイズユース」『加賀の文化』 2 加賀市教育委員会

萱島 2005 「コモンスと正当性——「公益」の発見」『環境社会学研究』 11: 22-38.

萱島 2006 『川は誰のものか——人と環境の民俗学』 吉川弘文館

鈴木正崇 2004 「祭祀伝承の正統性」『法学研究』 (慶應義塾大学法学研究会) 77(1): 185-235.

Suchman, Mark C. 1995 "Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approaches," *Academy of Management Review* 20(3): 571-610.

編者紹介

宮内 泰介 (みやうち・たいすけ) 序章

1961年生まれ

北海道大学大学院文学研究科助教授

専攻：環境社会学・開発社会学・メタナシア研究

著書・論文：『自分で調べる技術——市民のための調査入門』岩波書店、2004年；『新訂 環境社会学』（共編著）コモンズ、2004年；『シリウス環境社会学2 コモンズの社会学——森・川・海の資源共同管理を考える』（共編著）新曜社、2001年；『環境社会学研究』7号、2001年ほか

——正統性を組みなおす』『環境社会学研究』7号、2001年ほか
http://reg.let.hokudai.ac.jp/miyauchi/



コモンズをささえるしくみ

レジイマシーの環境社会学

初版第1刷発行 2006年5月25日©

編者 宮内 泰介

発行者 堀江 洪

発行者 株式会社 新曜社

101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10

電話 (03) 3264-4973(代)・FAX (03) 3239-2958

E-mail: info@shin-yo-sha.co.jp

URL: http://www.shin-yo-sha.co.jp/

印刷 長野印刷商工

製本 イマキ製本

ISBN4-7885-0983-0 C1036

100%

紙100%再生紙

著者紹介 (執筆順)

矢野 晋吾 (やの・しんご) 1章

滋賀県立琵琶湖博物館主任学芸員 博士 (人間科学)

著書・論文：『村落社会と「出稼ぎ」労働の社会学——諏訪地域の生業セツトとしての酒造労働と村落・家・個人』御茶の水書房、2004年；『「出稼ぎ」研究の理論的前提——当事者の論理と社会的性格の検討を通じて』『日本労働社会学会年報』11号、2000年；『土地利用と農業生産』『山・川からの採取・狩猟』（共著）『山林の利用と労働』『新編 白川村史』下巻、白川村、1998年ほか

菅 豊 (すが・ゆたか) 2章

東京大学東洋文化研究所助教授 博士 (文学)

著書・論文：『川は誰のものか——人と環境の民俗学』吉川弘文館、2006年；『修験がつくる民俗史——鮭をめぐる儀礼と信仰』吉川弘文館、2000年；『コモンズと正当性——「公益」の発見』『環境社会学研究』11号、2005年；『平準化システムとしての新しい総有論の試み』『平等と不平等をめぐる人類学的研究』ナカニシヤ出版、2004年；『コモンズとしての「水辺」——手賀沼の環境誌』『コモンズの社会学』新曜社、2001年ほか

近藤 隆二郎 (こんどう・りゅうじろう) 3章

滋賀県立大学環境科学部助教授 博士 (工学)

著書・論文：『紀北の地域的巡礼地』『街道の日本史35 和歌山・高野山と紀ノ川』吉川弘文館、2003年；『インダスの都市生活と水システム』『NHKスペシャル四大文明3巻 インダス文明』NHK出版、2000年；『環境社会学システム分析』『環境システム』共立出版、1998年；『まちづくり参加の一步 NOTE BOOK』（分担執筆）歴史街道推進協議会編・発行、1998年；『共存の都市計画』『都市と文明』朝倉書店、1996年ほか

藤村 美穂 (ふじむら・みほ) 4章

佐賀大学農学部講師

著書・論文：『地方からの景観論』（共著）農山漁村文化協会、2006年；『阿蘇の草原をめぐる人びとむら環境問題の視点から』『年報村落社会学研究』2002年；『みんなのものは何か——村の土地と人』『コモンズの社会学』新曜社、2001年ほか

関 礼子 (せき・れいこ) 5章

立教大学社会学部助教授 博士 (社会学)

著書・論文：『新潟水俣病をめぐる制度・表象・地域』東信堂、2003年；『開発の海に集散する人びと』『開発による伝統の再編と民俗行事の力学』『鳥の生活世界と開発3 沖縄列島』（共著）東京大学出版会、2004年；『環境権の思想と運動』『講座環境社会学4 環境運動と政策のダイナミズム』有斐閣、2001年；『どんな自然を守るのか』『この海をなぜ守るか』『講座人間と環境12 環境の豊かさをもとめて』昭和堂、1999年ほか